

福島市国土強靱化地域計画（素案）【概要版】

ひと・暮らし・いきいき ふくしま / 産業・まちに活力 ふくしま / 風格ある県都 ふくしま



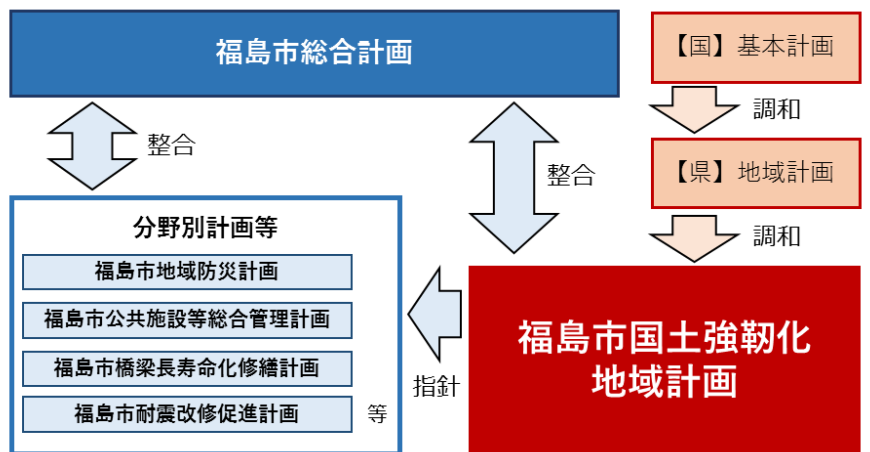
1 計画の趣旨

様々な自然災害の発生に対し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を**平時から総合的かつ計画的に実施することで**、最悪な事態に陥ることが避けられるよう、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を持った安全・安心な社会をつくり上げていくことが求められています。

このことから、市民の命・生活を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、市域の国土強靱化に関する取組みの指針として計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、福島市総合計画と整合を図りつつ、福島市地域防災計画をはじめとする各分野個別計画の国土強靱化に関する部分について指針性を持つ計画と位置づけます。



3 計画期間

令和2年度（2020年）から令和7年度（2025年）までの6年間とします。
なお、各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 基本目標

福島市の国土強靱化を推進する上で、以下の4つを基本目標とします。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

5 想定するリスク

甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害として、以下の4項目を想定するリスクの対象とします。

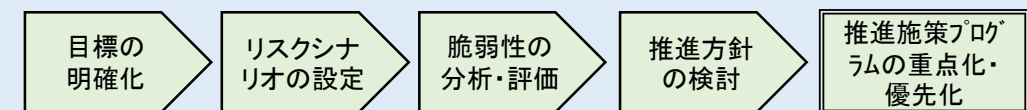
- 地震災害 / 既往災害：東日本大震災（H23）、宮城県沖地震（S53）
- 風水害、土砂災害 / 既往災害：台風第19号（R1）、台風第10号（S61）
- 火山災害
- 雪害 / 既往災害：H26.2.15大雪による被害

6 事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、より具体的に、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動の迅速化、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復活させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7 計画策定の流れ



福島市国土強靱化地域計画

◇事前に備えるべき目標・・・8 ◇起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）・・・28 ◇重点化施策プログラムに係るリスクシナリオ・・・12 で示す箇所

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な国土強靱化の推進施策
直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	●住宅・建築物の耐震化の促進 ●学校・公立保育所・市営住宅等の耐震化（長寿命化）の推進 ●空き家対策の推進 ●大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進 ●公園・広場の整備と長寿命化の推進 ●防火水槽等の消防水利の整備
	1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●河川の早期改修と維持管理強化の促進 ●市管埋川川の可道掘削等による雨水流下能力の確保 ●浸水深等を示す標識の設置 ●雨水管渠の計画的整備や内水リザーブマップの作成
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生	●吾妻山等の噴火に対する警戒避難体制の整備や火山防災マップの配付・活用 ●土砂災害リザーブマップを活用した出前講座等の実施 ●国・県による砂防関係施設の整備・維持管理強化の促進
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生	●国道・県道管理者との連携等による道路の除雪体制の強化
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	●避難所等への多言語化・ピクトグラム表示の標識設置等 ●地区住民や福祉施設と連携した避難行動要支援者対策 ●学校における防災教育の推進 ●幼稚園・病院・福祉施設等における避難指し圖の作成・避難訓練の実施の確保
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●備蓄や調達による物資の確保、住民による備蓄の促進 ●非常用飲料水の給水拠点の充実 ●学校給食センターの再整備による食料供給体制の強化 ●災害時に防災拠点となる「道の駅」の整備
	2-2 長期にわたる孤立集落等の発生	●体系的で代替性の確保された道路ネットワークの整備 ●迂回路の設定等についての国・県との連携体制の推進
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●消防本部・福島消防署庁舎の再整備、通信指令システム等の更新 ●消防広域応援体制の推進 ●計画的な人員養成や車両更新等による常備消防力の強化・救急体制の充実
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援レートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	●災害医療ネットワークの確立 ●医療器具・医薬品等の確保 ●福祉避難所や福祉人材の確保
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生	●避難所等における感染症等の拡大防止対策の強化 ●床上浸水家屋等の防疫活動に必要な機材の備蓄・人員の育成
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●市営住宅の空住戸を即時入居可能な応急仮設住宅として活用
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●「福島市業務継続指し圖」に基づく業務継続体制の強化 ●老朽化対策や改築による庁舎等の機能の確保
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●民間データセンターの活用等 ●情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●同報系防災行政無線の整備等による情報伝達手段の多重化・体制強化 ●国土交通省や民間事業者等との災害時の情報収集・通信の協力体制の確保
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	●企業の事業継続力強化の支援
	5-2 食料等の安定供給の停滞	●農業水利施設の長寿命化等・防災減災 ●公設地方卸売市場の業務継続と生鮮食品の安定供給の確保
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	●再生可能エネルギーの導入拡大 ●エネルギー供給に関する災害時応援体制の強化
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	●上水道施設の耐震化・老朽管の更新 ●下水道施設の耐震化・長寿命化等 ●浄化槽の転換促進
	6-3 基幹及び地域交通ネットワークが分断する事態	●緊急輸送道路等の道路施設点検と予防保全的修繕 ●道路の重要橋梁の耐震化・長寿命化
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●防災重点ため池に係るリザーブマップの作成、耐震性調査・改修 ●防災ダム（大笹生ダム）の老朽化対策
	7-2 有害物質の大規模広散・流出	●有害物質取扱業者に対する適切な管理等の指導・啓発による事前防止
	7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	●即時に放射線測定できる体制の確保 ●学校における放射線教育の推進
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	●遊休農地の保全活動等への支援 ●有害鳥獣被害防止による耕作放棄地の発生防止 ●治山事業等による森林の保全
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	●災害廃棄物処理指し圖の策定
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	●災害ボランティアの受入体制の確立 ●各関係団体等との支援協定に基づく人材確保 ●罹災情報の庁内共有等の改善による被災者支援の円滑化
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●避難行動要支援者への支援を含めた地区防災計画の策定の促進 ●地域公共交通の確保
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失	●文化財（建造物）の保存と活用に向けた再整備（防災対策）
	8-5 事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態	●円滑な復旧、事業用地確保に資する地籍調査の推進